



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆 / 編集人 古川 論
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士の名を用いて行える業務

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

はじめに

近年、全国的に行政書士の業務として新しい業務への取り組みが行われている。耳新しい業務として、日行連では中央研修所が知的資産経営報告書、事業承継、成年後見等の研修を全国の行政書士に対して実施している。

滋賀会においても、各部が率先して研修事業を推進している。そこで研修科目として取り上げられる業務分野を行政書士の責任と賠償責任という観点から考察してみたい。

行政書士の名を用いて行う業務

行政書士の業務の法的分類は他に譲るとして、テーマの視点を明確にするために行政書士の業務を簡略化して分類すると、

- ①独占業務は行政書士法の法定業務として行政書士しかできない。
- ②非独占業務でも行政書士法の法定業務であれば、行政書士の名を用いてできる。
- ③法定化されていない、誰でもできる業務を行政書士が業務とした場合は、行政書士の記名押印があっても、「行政書士の名を用いて行える業務」ではなく、単なる個人として行う業務と分類される。

行政書士の業務と損害賠償責任保険

日行連が発行する機関誌、月刊「日本行政」の巻末には、(有)全行団が募集する「行政書士損害賠償責任保険」(以下「保険」という。)の約款が掲載されている。行政書士と依頼者との間に紛争が生じて、依頼者が行政書士を被告とする損害賠償請求訴訟を起こした場合、行政書士が敗訴するか勝訴するかは、資格制度上の資質の問題の他に、保険の約款上における支払い条件としての「行政書士の有責か免責か」に多大な影響を及ぼすことになる。

行政書士の勝訴と敗訴と保険

ある事件に関して、行政書士が被告となった場合で勝訴した場合、すなわち判決において行政書士の責任が「無い」と判断されれば、保険約款では「免責」となり保険金は支払われないことになる。

他方、判決で行政書士の責任が「有る」として敗訴した場合、保険約款では「有責」となり、保険金は支払われる。敗訴する行政書士には酷だが、行政書士の責任の有無を争う裁判では敗訴して判決が確定することにより、行政書士制度は充実していくことになりうる。行政書士責任の有無は、国民の信頼を法と保険で保証する重要な問題点である。そこで行政書士の「有責」と「免責」について検討する。

行政書士の法的業務範囲

行政書士が許認可等業務について責任を問われた場合の「有責と免責」について分類してみる。

- A. ある許認可業務について、それが行政書士の法定業務である場合で、
1. 当該業務に関する法律について行政書士が法律を解説し、独自の判断に基づきコメントすること、

「何日で許可される」という形で「許可が下りる」ことについて確定的に意見表明することは、すなわち法律解釈により依頼人に新たな権利義務関係を発生させることと誤認させる場合。

2. 当該業務について、行政手続法や情報公開法、ノンアクションレター制度で公開されている、「標準審査基準」「許可要件」「標準処理期間」「法令適合」等に基づいて説明するなどして、許可が下りなかった場合。

- B. 行政書士が行政書士の業務として法定されていない業務を行い、その業務に関して訴訟を提起された場合。

行政書士の「有責」と「免責」

A 1は、行政書士が許認可の申請にあたり、その手続きに関する法律を解説し、依頼者に対して独自の判断を確定的に述べることは業務の範囲外となるので、①「行政書士の責任」が問われることはなく、むしろ、個人としての②「善管注意義務」が問われることになりうる。すなわち①の場合は行政書士の勝訴(行政書士に責任がない)。②の場合は敗訴であるとしても、個人としての民法上の責任が問われる(行政書士としては責任がない)ことになる。この場合は、いずれも保険金は支払われない。また勝訴したとしても「行政書士責任ではない」ということであり、保険金は支払われない。

A 2の場合については、

- ①行政書士業務として手続上の瑕疵により敗訴した場合は、行政書士の責任が問われたことになり、保険約款上の「有責」となり、保険金が支払われる。
- ②行政書士が勝訴した場合は、行政書士としての専門家責任がないということになり、保険金は支払われない。

つぎにBの場合は敗訴しても、行政書士の業務でないから保険約款により保険金は支払われないのである。勝訴した場合はいうまでもない。

正当な業務での敗訴と勝訴

以上述べてきたように、行政書士の責任が問われた場合において敗訴した場合、当該事件は行政書士の責任の存在を認めたことになる。逆に行政書士の責任がないとして勝訴した場合、行政書士の法的責任の程度が低いこととなり、そのこと自体で国民の信頼性に影響を及ぼすことになる。

行政書士の責任が問われる裁判においては、(奨励するのではないが)行政書士は敗訴することが重要な意味を持つのであり、そのために保険制度が導入されて、依頼者の損害の補償のみならず行政書士の賠償能力をも保証する仕組みが講じられている。すなわち保険制度は資格制度の民事的責任について補完的な役割を果たしている。このように考えると、行政書士会が法定業務ではない業務の推進を図る場合は、例えば封印取り付け業務のように、保険約款の特約条項による担保措置を講じる組織的責任が生じていると捉える必要がある。

(一部を日本行政1996.3 P47より引用)